**文化財保護法第９３条に伴う添付書類一覧・留意事項**

以下の書類を、届出９３条に添付する必要があります。

■鑑文

　　：届出者から人吉市教育長あてに、県まで進達するよう依頼する文書。

■位置図

：ゼンリン地図のような地図に、工事の当該箇所をしめしたもの。

■工事平面図

：工事範囲全体を真上から見た図で、工事の平面概要が分かるもの。例えば家屋の場合、トイレや浄化槽、庭・車庫の位置等、何がどこに配置されるか分かるもの。太陽光発電であれば架台の配置や数量が確認できるもので集電設備や柵といったその他の設備の配置等が分かる全体図。

※既存の構築物を解体する場合は、解体に伴う９３条を別途提出。この場合、既存建物の基礎構造図があれば添付し、なければ書類上に文面で分かる範囲を説明する。

■工事断面図もしくは立面図

：構築物を真横から見た図で、特に基礎工事の内容が分かるもの。現地表高（GL）からどれほど掘削し、どのような構造の基礎を構築するかが分かるもの。

ベタ基礎の場合は断面図のみで良いが、枠基礎等の部分的な基礎を構築する場合は、どの位置にどのような規模構造の基礎が入るか（例：地中梁ならどのような断面形状でどの位置に入るか、土中改良なら径と深さと配置、ブロック基礎なら縦×横×深さと配置、枠基礎なら杭径と深さと杭間隔等がわかるもの）、またそれらの施工延べ数量が分かる平面も必要。

　　※造成の場合は、元々の地表面（GL）をどれほどの深さまで削り、どのような整地をするかがわかるもの。（例：GLから最大５㎝削り、クラッシャーラン敷き均し100㎜による整地を行う・・等が断面図に表現されているもの。）

■発掘承諾書

　　：市教育委員会による確認調査が必要と判断された場合で、且つ届出者と土地所有者が異なる場合に必要。※確認調査が必要となった場合に直ちに実施できますので、こちらも一緒にご提出されることをお勧めします。

●以上の全ての書類を、人吉市教育委員会文化課文化財係（人吉城歴史館）までご提出ください。

※**押印不要のためメール提出が可能**です。郵送の場合は**２セット**お送りください。

●提出の時期は、最低で工事着手の６０日前までですが、工事内容によっては調整に時間がかかり、工事着手に影響がでる場合がありますので、早め早めのご相談・ご提出をお願いします。早いほど、影響が無くなるもしくは影響の度合が低くなる傾向にあります（計画段階からご相談いただくことをお勧めします）。着手予定日まで６０日を切っている場合等は、特にお急ぎください（直前の場合は、工事延期となる可能性が高くなりますのでご注意ください）。

【お問合せ】

人吉市教育委員会

文化課文化財係（人吉城歴史館内　0966－22－2324）　　担当：手柴・嶋田